

第二期平和研究

Peace Studies II

主任研究員名：山田 全紀

分担研究員名：岩本 勲、佐藤 潤一、谷田 信一、平塚 彰、福田 和悟、
森分 孝治、リングホーファー・マンフレッド

第二期平和研究は、平和教育を前面に出した16年度からの新規の組織であるが、われわれはこの組織がこれまでの平和研究の歴史を受け継ぐものとして承認されたと自負している。平和研究はすでに91年度（平成3年度）以来長期的に継続されており、何度かの節目を形成してきた。最近では、平成11年度から15年度までの5年間の研究期間の区切りを「平和研究論集Ⅲ」（大阪産業大学産業研究所、産研叢書22、2005年3月）として示した。1988年からの準備期間を含めると、実に18年間にわたり、「平和学とは何か」の問題に対して、人権問題、環境問題、国際問題、人間学および文化論としてのアプローチが展開されてきたのであり、そしてそれに応じて「平和学」の講義が開設され、この講義は、市民講座として一般にも公開されてきたのである。

しかし、このたびの産業研究所の研究組織の規程改正に伴い、このような長期的研究組織は、次第に認められがなくなっていると思われる。今回、われわれの組織は、移行措置的に5年間の長期的共同研究組織として承認されているが、将来は3年区切りになるであろう。そしてそれに伴い、配分される予算が削減されるのは必至である。実際、予算の削減は、われわれが主催してきた公開講演会や海外研究者の招聘等に不自由を来たしている。今年度は、海外研究者を招待しての公開講座も、研究員の科研費補助に頼らざるをえない状況にあった。予算的には、これまで蓄積してきた継続刊行の共同研究資料の収集に大半が費やされ、各研究員への配分も大幅に圧縮されている。

このような制約のなかで、われわれはそれでも大阪産業大学において「平和研究」を維持したいと願っている。平和が実現され、平和研究が終焉するのであれば、実に喜ばしいことではあるが、そのようなまやかしの平和が実現されることを望んで研究活動をしているような研究員は、われわれのなかには一人もいない。

予算的な制約のみならず、研究員の異動によってもまた、研究組織の建て直しを迫られている現状もある。上記の「平和学論集Ⅲ」に名前があった河井徳治、三橋浩、手島勲矢、井口秀作、村岡浩爾の5名の研究員が退職によってすでに去り、現在、第二期平和研究には、森分孝治、佐藤潤一の二名の研究員が新たに加わっている。退職者の後任の新任教員が何名か来年度より登録予定であり、研究会への参加者も含めて、今後の組織の充実化がさらに図られるべきであろう。

第二期平和研究は、このような状況下にあつて、平和教育への哲学的アプローチ（山田全

紀)を基礎的研究として位置づけ、その上に応用倫理や教育実践における具体的な考察(谷田信一、森分孝治)を進めつつ、そのなかでもとりわけ生命倫理や環境問題等の現代的な課題との関りにおいては自然科学的な探究(平塚彰、福田和悟)との関連を重視している。そしてこのような基礎理念的な平和研究は、現代日本における特殊事情と国際社会的現実の考察(佐藤潤一、岩本勲、リングホーファー)においていかなる意味連関をもつかが問われなければならないのは、言うまでもないことであろう。このような全体展望を抱きながら、18年度には、下記の研究会が計画され、順次開催されてきた。それぞれの研究内容と背景については、研究員個別の中間報告を合わせて参照されたい。

18年5月報告：山田全紀、M.リングホーファー(個人の平和か民族の平和か)

7月報告：岩本勲、佐藤潤一(国際政治と憲法問題)

9月報告：平塚彰、福田和悟(環境システムと地球環境)

11月報告：森分孝治、谷田信一(平和教育の原理と方法)

19年2月報告：山田全紀(研究総括)

個人と平和

山田 全紀（教養部）

この平和研究と併行して行われ、平成16年度より科研費補助金を受けていた共同研究「人間学的特殊教育学の哲学的小および倫理的基礎付けの試み」（研究代表・山田全紀）が、平成18年3月に3年間にわたる研究を終え、研究成果報告書を刊行した。分担研究員は、谷田信一氏と山田有希子氏（宇都宮大学教育学部准教授、哲学）であり、海外共同研究協力者としてM・タールハマー氏（元ヴェルツブルク大学教授、特殊教育学）に加わっていただいた。平成16年度には小生がドイツにて研究報告を行い、平成17年度には、タールハマー氏が来日され、公開講座を行うなどして進められてきた当該共同研究は、以下のような内容で、ひとまずその成果を取りまとめることができた。

表題からしてすぐに気づかれるであろうが、「特殊教育」の概念は「特別支援教育」に取って代わられている。「人間学的特殊教育学」（Anthropologische Sonderpädagogik）を掲げ、「特殊」の意味を問おうとしたわれわれの試みは、奇しくも日本において「特殊教育」が消え去った年度末に報告書を上梓することになった。

「特殊教育」が「特別支援教育」へと変更されることによって、「障害者」に対する現代の見方は、どのように変わるであろうか？ それはその呼び名の定着を俟って慎重に見定められなければならないが、それに先立って、人間学的に障害概念を考えようとするわれわれの試みは、その際に、むしろ障害学によって人間学自身が変容するであろうということを見込んでいた。言い換えれば、既存の人間学によって障害を捉えた教育を考えるのではなく、障害概念の哲学的小および倫理的基礎付けによって、新たな人間学が登場するであろうという期待を、われわれの試みは孕んでいる。何事によらず「基礎付け」には、ひとまず「白紙撤回」が要求される。もしわれわれの試みに何らかの成果が認められるとするならば、それは何よりも、伝統的な「人間学」の白紙撤回を要求するような「障害概念」を際立たせたことにあるといえるであろう。

一般に、障害者教育をいかに考えるかの問題は、マイノリティの差別問題、異文化間の相互理解の問題等と根底を通じている。この報告書の成果は、その意味で今後積極的に平和研究に反映して、その意義を確かめられるであろう。

研究成果報告書目次

第一部（代表報告）：特別支援教育の人間学の哲学的基礎付けの試み（山田全紀）

第Ⅰ章：特殊教育から特別支援教育への転換が意味するもの

第Ⅱ章：「障害」概念の哲学的基礎付けのための予備的考察

第Ⅲ章：人間学的特殊教育学の哲学的基礎付けの試み

第二部（分担報告）：特別支援教育の人間学の倫理的基礎付けの試み

第Ⅰ章：カント倫理学と特別支援教育の基礎概念（谷田信一）

第Ⅱ章：健常者にとっての障害者と障害者にとっての健常者（山田有希子）

第Ⅲ章：願望される子、障害のある子、遺伝創造計画（M. タールハマー）

日 米 関 係

岩本 勲（教養部）

「広島・長崎への原爆投下は正義か」

広島・長崎に原爆が投下されて62年目となる今年、防衛大臣が原爆投下を「しょうがない」と発言し物議をかもした。アメリカの原爆投下をどのような評価するかは単に歴史的な評価だけではなく、なお重要な今日的な国際政治問題の一つである。なぜなら、広島・長崎原爆を「しょうがない」とする消極的肯定説から原爆投下正義説まで、原爆投下を肯定する考え方は、今後も、国際政治において核使用を肯定する考え方と直結するからである。

広島・長崎原爆が、残虐な方法で多数の市民を死傷させただけでなく、今日に至るまで多くの人々が原爆後遺症で苦しみ続けている、この一事をとっただけでも、原爆投下を肯定することはできない。それのみか、広島・長崎原爆が、アメリカの早期戦勝ではなく、その後の核戦争に備えた実験であり、国際政治におけるアメリカの覇権確立のためであった、とするならば、アメリカ人の多くの人々が信じる原爆正義論＝原爆神話は理論的に否定されなければならない。

日本において今日、原爆神話に関する研究はかなり深く研究されてきており、アメリカにおいても、いく人かの有力な歴史学者が原爆正義説批判にとり組むようになった。筆者は、これらの研究成に基づき、ここ数年間、平和学講義においてこの問題に言及してきた。今回、そのような講義の草稿に基づいて、標記の一文をまとめた。今回の「まとめ」では、1945年の国際情勢、第二次大戦の帰趨、日本の政治情勢、等を分析し、原爆正義説の虚構を明らかにすることにつとめた。なお、本稿は次回発行される大阪産業大学論集に掲載予定である。

憲法と平和

佐藤 潤一（教養部）

第二期平和研究に参加して以来、以下の二つのテーマを中心に取り組んできた。

第一に、イギリスの情報公開・個人データ保護法制と反テロ法の関係について簡単な概観を示し、日本と比較することによって、現在日本で整備されつつある「有事法制」の問題点を明らかにすることである。本研究課題については、まずイギリスの情報公開法制・個人データ保護法制を、歴史的経緯をごく簡単に整理したうえで、現状を法制度を中心に整理した。そして、イギリスの反テロ法制について、「ヨーロッパ人権条約とイギリス—反テロ法制の問題点—」という観点から、ヨーロッパ人権裁判所におけるイギリスの度重なる敗訴、1998年人権法の制定および施行について概観したうえで、イギリス反テロ法制の問題点について整理した。以上を比較対象の補助線として、日本の「情報機密」問題と情報公開・個人情報保護法について、有事法制の現実がいかなるものであるかを検討した。とくに何が問題かといえ、イギリスにおけるnational security概念、日本における「国及び国民の安全」概念は、いずれも不確定概念であり、施政者の都合で如何様にも解しうる、しかし実際には裁判所の解釈の蓄積により、次第に厳密なものへと変容しつつある。なお、この第一のテーマに関しては、近時のイギリスにおけるCCT問題と日本の現状とを比較対象することによって、その具体的態様を明確に出来ると考えられ、現在論文の形で整理しようとして試みているところである。

第二に、日本において、衆参両院下におかれた憲法調査会が報告書を出して以来、従来から進行しつつあった有事法制整備が、より多彩な側面から展開したことを、いくつかの観点から研究した。

すなわち、教育基本法の改正と、憲法改正国民投票法の制定である。これらは、現在の日本国憲法が前提する価値体系、自由主義と民主主義に対する根本的な挑戦であるだけでなく、平和価値追求の観点からも注目される。

もちろん、上記の二法のみによって直ちに平和が維持できなくなるなどということではない。分析によって明らかになったのは、これらの法律改正および制定の主導者が、①日本国憲法によって創出された国家機関を一定程度尊重の対象とすることではなく、②日本という国土および③日本国憲法があたかも存在しないかのような日本の「伝統」を尊重せよとの主張を、④法律の中に忍び込ませていることが、⑤制定過程から、あるいは法律の付帯決議から明らかに導出される、ということであった。しかしこのような分析は、憲法の観点からすると、現在の与党が日本国憲法の第99条によって課されている、日本国憲法の実施のために果たさねばならない平和に対するいくつかの責務を積極的に逃れようとしていることを意味するのであって、平和の積極的創出をそのひとつの課題とする平和学的視点からも問題があ

ると解されるのである。

以上の研究結果は、その一部をすでに大阪産業大学論集社会科学編第117号（2007年2月）掲載の拙稿『『愛国心』考—教育基本法『改正』の問題点を中心に—』において公表したところである。

倫理学および教育学的見地からの平和論

谷田 信一（教養部）

現代倫理学では、一方では「生命倫理」において終末期医療や生殖補助医療をめぐる一人一人の生命と人格の価値が強調されているが、他方では「環境倫理」においては種としての人類の地球に対する責任が問題とされる。また、「戦争と平和の倫理」においては、戦争やテロといった大量破壊的状况での倫理が問題とされる。しかし、それらのそれぞれの倫理相互を統合的に貫くような視点を欠いているのが現代の特徴である。最近の日本での親殺し・子殺しの増加は、道徳的核の空洞化を象徴しているともいえよう。「いのちの大切さ」や「心の教育」が教師の口から強調されても、子どもたちはその言葉の背後に倫理的な支えとなる基盤が不十分なことを感じとっているのである。

そうした中で、とりわけ「道徳」の授業は大きな役割を期待されつつも、その授業の内容と方法については、いくつかの意欲的試みはあるものの、いまだ暗中模索の状態にあると言わざるをえない。「いかにして強制によって自由を育成するのか」というカントが言い残した教育の根本的課題は、いまでも強くわれわれに突きつけられている。そこで、私は、カントとその直前の啓蒙主義の時代におけるさまざまな論議や「義務の衝突」論、「カズイストリ」（決疑論）、「ディレンマ授業」、などをも参考にしつつ、倫理の統合的基盤の形成および道徳授業の活性化のための内容・方法の研究という両方向において、思索・検討を進めてきたのである。

また、最近、障害児教育については、その枠を広げて、「特別支援教育」という名で、個々の特別な教育的ニーズを必要とする生徒をできるだけ分離しないで一般の学校の中で教育すること（いわゆる「インクルージョン」）の必要性が強調されるようになってきている。しかしながら、他方では学力低下が叫ばれ、義務教育にも大幅に習熟度別授業が導入され、「ゆとり教育」が後退していく傾向の中で、「インクルージョン」の安易な推進を急げば、教育におけるタテマエとホンネとの乖離はさらに進行していくのではないかと。平成18年度においては、私は、科研成果報告書の分担執筆ということもあり、「カント倫理学と特別支援教育の基礎概念」について、ひとまとまりの研究・考察を行なった。その中で感じられたことは、「障害=個性」論や「インクルージョン」の思想のあまりに短絡的な押し付けは、健常者にとっても障害者にとっても無理を生じるだけではないか、ということである。とくに、敏感な若者は、タテマエとホンネとの二重人格的な学校生活を強いられる危険があり、それがむしろ、弱者への襲撃や暴力につながりかねないのではないかと。

そういった問題には安易なスローガンの連呼ではなく、時間をかけた粘り強い仕方で、平和へとつながる倫理的・教育的な視座と方法を追究していく必要があるだろう。

環境システムに関する研究

平塚 彰（工学部）

平成18年度の「環境システムに関する研究」では、3年前出版にこぎつけた「環境学原論」（2004年12月発行）及び「産研叢書22、『平和学論集Ⅲ』（2005年3月発行）」の中身の再検討を行うとともに、現段階での一つの集約として「環境システム—社会・経済・技術—」（2007年9月発行）の視点からの整理に努めた。今年度の研究成果は、下記参考文献に示す刊行物¹⁾に展開しているので参照されたい。

本書「環境システム—社会・経済・技術—」¹⁾は、“環境”を冠した学部・学科を専攻する大学学部学生、工業高等専門学校学生諸君の教科書・参考書となりうることを目指したものである。

現在、土木学会環境システム委員会において「環境システム学」の構築と体系化に向けての努力が鋭意なされている。「環境システム学」とは、専門分化した環境技術や制度を、都市や国土の保全、回復、創造を目的とした総合的なシステムの構成要素として位置付け、それらの計画、管理を叙述的観念論ではなく確かな工学的知識に依拠した具象的実学として体系化する学問である。

本書は、こうした環境システム学の流れを踏まえ、環境を人および人の生活する社会との関連のもとでシステムとして捉え、社会と環境の基礎づくりをシステム面から実現させていくところに重点をおいた内容構成にしている。すなわち、人間と環境のシステム、エネルギーと資源・環境問題、環境と社会システム、環境と経済、環境と倫理、環境システムの解析手法、システムズ・アプローチ、環境保全の技法、環境アセスメント、環境リスク管理、環境と技術などを含んでいる。

環境問題は、いきつくところ関係問題、すなわち“システムの問題”に帰着する。したがって、地球環境をシステムとして捉えることで（納得できる）根本的な解決策が見えてくるものとする。本書がさらに深く“環境”を学ばれる際の入門となることを心から願うものである。なお、本書出版に際して、長谷川昌弘先生（大阪工大都市デザイン工学科教授）には全文に目を通していただき貴重なご意見をいただいた。本書刊行にあたり厚く御礼を申し上げる次第である。

本書の内容（目次）を以下に示す。

第1章 環境システムとは —環境システムの理解—

1-1 人間と環境のシステム

1. 環境システムとは
2. 環境倫理

3. 持続可能な発展 (Sustainable Development;SD)
4. 環境と共生
5. 環境システムの構成
6. 相互規定的な環境との関係
- 1-2 エネルギーと資源・環境問題
 1. エネルギーの原点
 2. 一次エネルギー
 3. 二次エネルギー
 4. エネルギー・資源・環境

第2章 環境と社会システム

- 2-1 環境への感受性—あたりまえを見直す想像カー
 1. 身のまわりの風景
 2. あたりまえの環境
- 2-2 社会システムとライフスタイル
 1. 自動車社会
 2. 大量消費社会
 3. 社会に埋め込まれたライフスタイル
- 2-3 環境社会システム
 1. 環境社会学について
- 2-4 コモンズ (Commons : 共有地) として環境を捉える
 1. 環境とのかかわり
 2. コモンズという視点
 3. 多様なコモンズ
 4. 新しいコモンズを形成する

第3章 環境と経済

- 3-1 環境問題への国際的な取り組み
 1. 京都議定書の発効とその課題
 2. 循環型社会への転換
- 3-2 環境の経済的評価
 1. 経済システムの復元力
 2. 市場メカニズム機能と環境の評価
 3. 環境の全経済価値の計算
 4. 費用と便益の割引き

- 5. 環境便益の測定法：直接的評価手法
- 3-3 企業の環境改善への取り組み
 - 1. 環境マネジメントシステム（EMS：ISO 14001）
 - 2. CSRの浸透
 - 3. 環境報告書の作成
 - 4. 環境会計の導入
- 3-4 エコファンドとバイオ燃料

第4章 環境と倫理

はじめに

- 4-1 応用倫理としての環境倫理、ビジネス倫理そしてエンジニア倫理
 - 1. ビジネス倫理とCSR
 - 2. エンジニア倫理
 - 3. 環境倫理と技術倫理
- 4-2 環境倫理の基礎
 - 1. 環境倫理の起こり
 - 2. 環境倫理の三本柱
 - 3. 自然の生存権の問題
 - 4. 世代間倫理の問題
 - 5. 地球全体主義（地球有限主義）
- 4-3 現実社会における環境倫理学
 - 1. 環境的公正（環境正義）
 - 2. エコフェミニズム
 - 3. ソーシャル・エコロジー
 - 4. ライフスタイル
- 4-4 まとめ

第5章 環境システムの解析手法

- 5-1 システム／制御／情報の素養
 - 1. システムモデル
 - 2. システム制御
- 5-2 システムズアプローチとは
 - 1. システムとは
 - 2. システムズ・アプローチ
 - 3. ミクロアプローチからマクロアプローチへ—全体の視座を求めて—

4. これまでのシステムズ・アプローチ
5. しなやかなシステムズ・アプローチ
6. システムズ・アプローチと自己組織化現象
7. しなやかなシステムズ・アプローチの将来性—21世紀技術の新展開にむけて—

第6章 環境保全の技法

6-1 環境アセスメント

1. 環境アセスメントとその要件
2. 環境影響評価法（環境アセスメント法）制定までの経緯
3. 環境影響評価法における理念
4. 環境影響評価法（環境アセスメント法）の特質と手続き
5. 日米のアセス手続きの比較
6. 環境アセスメントにおけるコミュニケーションの要点
7. 戦略的環境アセスメント（SEA）
8. ミティゲーション
9. 環境対策と予防原則

6-2 環境リスクの評価と管理

1. 環境リスクの考え方とその必要性
2. 化学物質の環境リスクの評価の手順
3. 暴露量の推定
4. 用量—反応関係
5. リスク評価
6. リスク管理
7. 予防原則とリスク管理

6-3 環境と技術

1. 環境修復技術
2. 環境低負荷型技術
3. 環境改善の新素材技術

(参考文献)

- 1) 平塚 彰編著 (2007) : 『環境システム—社会・経済・技術—』、電気書店

環境放射線と地球環境

福田 和悟 (人間環境学部)

CaF₂(フッ化カルシウム)に活性体として酸化テルビウム(Tb₄O₇)、酸加サマリウム(Sm₂O₃)を添加した熱蛍光体の熱蛍光現象を用いて、環境放射線としての太陽紫外線、医療機関で使用されるX線、コバルト60のγ線、原子炉からの熱中性子線の照射線量を評価するとともに、熱蛍光線量計素子としての感度を向上させるための研究を行ってきた。既に、報告しているように酸化テルビウム(Tb₄O₇)、酸加サマリウム(Sm₂O₃)を添加したCaF₂:Tb, Sm焼結体は、フッ化テルビウム(TbF₃)、フッ化サマリウム(SmF₃)を添加したCaF₂:Tb, Sm単結晶よりも感度がよいことが分かった。しかしながら、単結晶に添加するフッ化テルビウム(TbF₃)、フッ化サマリウム(SmF₃)の量によって、その感度が変わることから本年度作成した単結晶は、ブラックライトの照射でピンク色に室温で光ることが分かった。ただし、現状は円柱状であるので熱蛍光線量計(TLD)としての感度を測定しておらず、今後の課題であるが、焼結体との性格の違いからその特性に期待している。中性子に対して有効であるとしてこれも既に報告しているフッ化ガドリウム(GdF₃)とフッ化テルビウム(TbF₃)を添加したCaF₂:Tb, Gd単結晶は、X線、コバルト60のγ線、原子炉からの熱中性子線の照射線量を評価する際に有効であることが明らかとなったが、これについての測定結果については、平成17年度近畿大学原子炉等利用共同研究報告書において報告した。これらの結果およびCaF₂:Tb, Gd焼結体の測定結果を踏まえたCaF₂:Tb, Gd, Sm焼結体の平成18年度近畿大学原子炉等利用共同研究報告書への原稿を平成19年5月にまとめ提出したところである。上述したCaF₂:Tb, Gd焼結体の測定結果については、平成19年7月8日より7月13日までオランダのデルフト工科大学において開催された第15回固体線量計に関する国際会議(15th International Conference on Solid State Dosimetry)において、「Thermoluminescence in calciumfluoride doped with terbium and gadolinium」と題して、報告した。現在、CaF₂:Tm, Gd単結晶、CaF₂:Tb, Gd焼結体について、平成19年度近畿大学原子炉等利用共同研究として、測定などを行っているところである。これらの結果は、応用物理学会の学術講演会ならびに応用物理学会北陸・信越支部学術講演会において報告する予定である。

学校における平和教育－平和学習の指導目標について－

森分 孝治（教養部）

わが国の平和教育は日本国憲法と教育基本法を基盤とした「平和を希求する人間の育成」をねらいとしてきた。アジア太平洋戦争の反省から「教え子を再び戦場に送らない」ための「戦争を教える教育」であった。「ヒロシマ、ナガサキをどう教えるか」「空襲体験をはじめとする戦争体験をどう学ぶか」などが課題とされた。いわば、被害者意識を中心とした平和教育であったと言えよう。

やがて、戦争体験の掘り起こしなどの実践を通して被害と加害の問題をどう学ぶかに発展し、戦争責任、加害責任の問題とともに平和教育の転換がはじまった。現在は近隣アジアの人々との共生をめざす教育もすすめられている。被爆体験に加えて加害の問題として大久野島の毒ガス生産工場を扱い、高校では沖縄、韓国、中国、シンガポールなどを訪問するなどの取り組みもなされている。

平和教育は社会科や文学教材、学校行事、学級会活動で、最近では総合的学習でなされているが、その多くは一過性のもので、子どもの自分自身の問題とならない押し付けられた存在となってきたのではないか。21世紀の教育の課題として平和教育は新しい目標原理のもとに構築されてゆかねばならないのではなからうか。

ユネスコは1999年9月「平和の文化に関する宣言」を採択し、平和の新たなコンセプトを示した。まとめると次のようになる。

- ・生命及び全ての文化の尊重
- ・あらゆる暴力の否定
- ・開発と環境における公平
- ・男女の平等と機会均等
- ・すべての人の自由の権利の所有保障
- ・正義と民主主義の原則
- ・異なる国家、文化、宗教の多様性の理解

「平和の文化」とは以上の要素を基盤とした一連の価値観、態度、伝統ならびに行動様式及び生き方である。

宣言を受けて採択された「平和の文化に関する行動計画」では、「教育を通じて平和の文化を育てる行動」を第一に掲げ、「子どもたちが早い時期から、あらゆる争いを平和的に、また人間の尊厳を尊重するような精神、寛容と非差別の精神をもって解決することが可能になるような価値観の形成、態度、行動の様式ならびに生き方を身に付けるような教育をおこなう」ことを求めている。要約するなら、「平和の文化を創る主体の形成」を学校教育の最も大きな目標とすべきであるということであろう。この目標は日本国憲法や教育基本法の本質にも合致していよう。

学校における平和教育は、この大きな目標からカリキュラムを再検討し、総合的、全校的に、教育活動を通して進めていくことを求められている。

平和教育における民族問題

マンフレッド・リングホーファ（人間環境学部）

平和教育における民族問題を研究するため、筆者は長年、ネパールでキャンプ生活を送っているブータン難民の教育問題をさまざまな形で分析してきた。18年度においては、問題が深刻化し、ブータン難民の帰国がさらに絶望的となった。そこで国連側が第3国への移住を計画したところ、アメリカ、イギリス等、数カ国から難民を受け入れてもよいという案が提供された。しかしこれは、まだ具体的な条件が明確になっていないが、多くの難民が元々考えているブータンへの帰国とは違った条件がある。そのため難民社会の分裂や対立を招く可能性が高くなったと言える。

平成19年3月に筆者が所属していた京都大学の研究プロジェクトの報告書が印刷された。この「ネパールにおけるマージナルグループの教育様式の政治人類学的研究」のプロジェクトの中で、私は「ブータン難民キャンプ使用の教科書とブータン国内使用の教科書比較」をテーマにした。小学校6年の歴史、社会、英語や環境に関する教科書と指導要領を分析したところ、ブータン国内の教科書では、国王の民族に有利な仏教の歴史解釈及び同化政策の強化が伺われる。他の民族と宗教を尊重するような記述もあるが、実際は、21世紀に入っても、仏教徒以外の信者に対する弾圧が行われてきた。他方、ブータン難民キャンプのテキストでは、より国際的な視野から、人権及び国連機関に関する説明があり、又は難民キャンプがあるネパールという国の紹介もある。それと同時に、一部のネパール国内使用のテキストも利用されている。

平成19年3月には、筆者の知り合いのオーストリー大学教授が責任者である国際プロジェクトの一年間の成果報告会に参加ができた。EU及び南部のケルンテン州政府支援の3カ国幼稚園に関する共同プロジェクトである。オーストリー、イタリア、スロベニアの3都市(町)の幼稚園では、教員が相互に交代で相手国の幼稚園で教えている。これは、“Drei Haende – Tri Roke – Tre Mani” のプロジェクトと呼ばれている。最初の頃は、子供の信頼を得るために時間が必要であったが、今は全く問題がなさそうに見える。報告会では、記録ビデオを見た後に討論会が行われた。初年度には、遊びながら他の二言語を吸収する目標が掲げられ、それが達成されたと報告された。二年目に積極的な言語取得が目的である。プロジェクトの責任者であるクラゲンフルト大学のゴンボシュ教授によれば、幼時に2、3言語を取得すれば、後に認知的に有利になり、一言語のみしか話さない人より創造的であることが、脳研究で分かっている。このプロジェクトによって、園児のみならず、教員及び親たちも、隣国の文化と言語に対してさらに理解が深まると期待できるのである。